

## 別府市放課後児童クラブ保護者負担金軽減事業のご案内

別府市が実施する放課後児童健全育成事業を利用する児童(小学生のみが対象)の保護者が、基準日において、下記のいずれかに該当する場合は、保護者負担金（おやつ代等の実費徴収金については対象外）について助成を受けることができます。（別府市に住所を有する保護者に限ります）

### 1. 届出書の提出

下記区分の対象となる保護者は、別府市子育て支援課へ『別府市放課後児童クラブ保護者負担金軽減事業助成金基準該当届出書』の提出をお願いします。（郵送可）

### 2. 助成区分

助成区分	助成額	
	保護者負担月額 （1人あたり） 4,000円以上の場合	保護者負担月額 （1人あたり） 4,000円未満の場合
① 生活保護受給世帯	4,000円	保護者負担金（月額）
② 児童扶養手当受給世帯	2,000円	保護者負担金（月額） ×1/2
③ 就学援助制度適用世帯	2,000円	保護者負担金（月額） ×1/2
④ 市民税非課税世帯	2,000円	保護者負担金（月額） ×1/2

### 3. 保護者負担月額の考え方について

毎月保護者がクラブに支払う利用料金からおやつ代等実費徴収金を控除した額を基準額とし、助成区分に応じて保護者負担金を助成します。

【イメージ図】～保護者負担金月額 6,500円（内おやつ代500円）で児童扶養手当受給世帯の場合～

おやつ代等実費徴収金 （500円） ※対象外	保護者負担月額（6,000円）	
	内 保護者が負担する額（4,000円）	内 助成額（2,000円）

※保護者負担月額が4,000円以上か未満かで助成金額が異なります。上記「2. 助成区分」表をご確認ください。

#### 4. 申請と請求方法

助成金の交付の対象となる保護者は保護者負担金を支払ったことを証明する書類（クラブが発行する領収書等）に下記の必要書類を添えて『別府市放課後児童クラブ保護者負担金軽減事業助成金交付申請書兼請求書』を下記の提出時期に提出してください。（郵送可）

※『別府市放課後児童クラブ保護者負担金軽減事業助成金交付申請書兼請求書』は提出時期前に各クラブを通じて別途配布いたします。

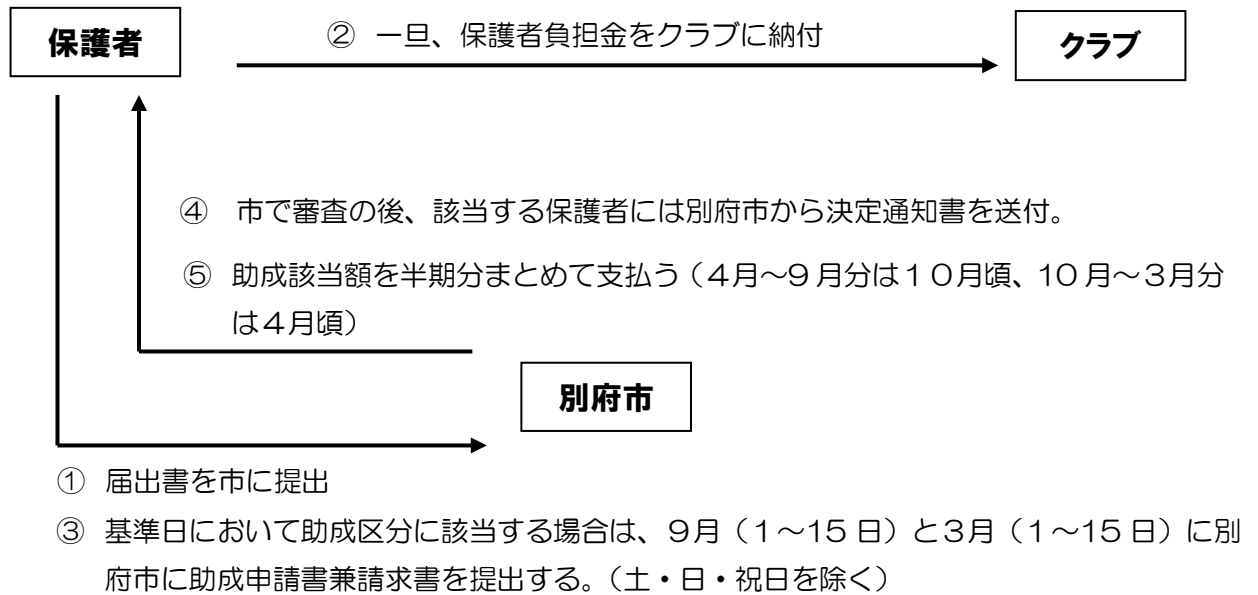
助成区分	必要書類 1	必要書類 2	申請書兼請求書 提出時期
① 生活保護受給世帯	保護者負担金を 支払ったことを 証明する書類 (クラブが発行 する領収書等)	生活保護診療依頼証の写し	* 4月～9月分の 保護者負担金⇒ <u>9月1日～15日</u>
② 児童扶養手当受給世帯		児童扶養手当証書の写し	
③ 就学援助制度適用世帯		就学援助認定通知書の写し	* 10月～3月分の 保護者負担金⇒ <u>3月1日～15日</u> (土・日・祝日を除く)
④ 市民税非課税世帯		当該年度の市町村民税課税 額証明書 (※注意)	

※当該年度の6月ごろから発行されます。同一世帯に未申告の方がいる場合、証明書の発行は申告後になります。

#### 5. 留意事項

- (1) 助成適用は当該年度に限り有効です。
- (2) 助成対象児童は小学生です。
- (3) 助成の対象となる基準日（基準日に助成区分に該当していることが助成金交付の要件です）  
\* 4月～9月分は9月1日、10月～3月分は3月1日  
\*届出書及び請求書を提出いただいた場合でも、基準日に助成区分に該当しなくなっている場合は、助成金交付の対象外となります。
- (4) 申請時、既にクラブを辞めていても、基準日において助成区分に該当していればクラブに在籍していた期間分の請求はできます。（ただし、当該年度中の在籍期間のみ）
- (5) 兄弟姉妹で児童クラブを利用している場合は、全員の氏名を記載して届け出してください。
- (6) おやつ代等実費徴収金は助成対象となりません。
- (7) 月の途中から該当世帯になられた場合、翌月から適用となります。
- (8) 届出書を提出した後、助成の該当要件の変更、転校等によるクラブの変更、助成の事項に該当しなくなった場合は、市に届け出てください。

## 6. 事務手続きの流れ



- ① 助成区分の対象となる保護者は届出書を別府市に提出
- ② 保護者は、一旦保護者負担金を通常通りクラブに納入
- ③ 基準日において助成区分に該当する場合、9月（1～15日）と3月（1～15日）に別府市へ助成申請書兼請求書を提出する。（必要な添付書類があります）
- ④ 市で審査の後、該当する保護者には別府市から決定通知書を送付する。
- ⑤ 助成該当額を半期分まとめて支払う。（支払い時期、10月、4月頃）

## 7. 問合せ・提出先

〒874-8511 別府市上野口町1番15号

別府市役所 子育て支援課児童係 TEL0977-21-1427